

○豊橋市歯科口腔保健推進条例

平成28年3月29日条例第32号

豊橋市歯科口腔保健推進条例

(目的)

第1条 この条例は、口腔の健康が市民の健康で質の高い生活にとって基礎的かつ重要な役割を果たしていること等に鑑み、^{くう} 歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持（以下「歯科口腔保健」という。）の推進に関し、基本理念を定め、及び市の責務等を明らかにするとともに、歯科口腔保健の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の健康づくりに寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 歯科口腔保健の推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- (1) 市民が、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。
- (2) 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること。
- (3) 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯科口腔保健を推進すること。

(市の責務)

第3条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、国及び県との連携を図るとともに、次に掲げる者に協力を求めて、地域の状況を考慮するものとする。

- (1) 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導に係る業務（以下「歯科医療等業務」という。）に従事する者及びこれらの者で組織する団体（以下「歯科医療等関係者」という。）
- (2) 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育等に係る業務に従事する者であって歯科口腔保健に関する業務を行うもの及びこれらの者で組織する団体（歯科医療等関係者を除く。以下「保健医療等関係者」という。）

(歯科医療等関係者及び保健医療等関係者の責務)

第4条 歯科医療等関係者は、歯科口腔保健（歯の機能の回復によるものを含む。この項において同じ。）に資するよう、相互に、及び保健医療等関係者との緊密な連携を図りつつ、適切に歯科医療等業務を行うとともに、市が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策の策定及び実施に協力するよう努めるものとする。

2 保健医療等関係者は、歯科口腔保健に資するよう、相互に、及び歯科医療等関係者との緊密な連携を図りつつ、歯科口腔保健に資する取組を行うとともに、市が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策の策定及び実施に協力するよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において自

ら歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、定期的に歯科に係る検診（健康診査及び健康診断を含む。以下「歯科検診」という。）を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることにより、歯科口腔保健に努めるものとする。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、その使用する労働者の歯科口腔保健に資するよう、定期的な歯科検診、必要に応じて歯科保健指導その他の歯科口腔保健に資する取組を行うとともに、市が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

（基本施策）

第7条 市は、市民の歯科口腔保健を推進するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- （1） 歯科口腔保健に関する知識及び歯科疾患の予防に向けた取組に関する普及啓発並びに歯科口腔保健に関する市民の意欲を高めるための運動の促進に必要な施策
- （2） 定期的に歯科検診を受けること、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることの勧奨に必要な施策
- （3） 障害者、介護を必要とする高齢者その他の者であつて定期的に歯科検診を受けること、及び必要に応じて歯科保健指導を受けること、又は歯科医療を受けることが困難なものが、これらを受けることができるようにするために必要な施策
- （4） 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における個別的に又は公衆衛生の見地から行う歯科疾患の効果的な予防のための措置、歯科保健指導の充実その他の歯科口腔保健のための措置に関する施策
- （5） 口腔の健康に関する調査及び研究の推進並びにその成果の活用の促進のために必要な施策
- （6） 災害時における歯科口腔保健のための措置に関する施策
- （7） 歯科医療等関係者等に対する情報の提供、研修の実施その他の支援に関する施策
- （8） 前各号に掲げるもののほか、歯科口腔保健の推進に関し必要な施策

（計画の策定）

第8条 市長は、前条に定める基本施策を総合的かつ計画的に推進するため、計画を策定するものとする。

（財政上の措置）

第9条 市は、歯科口腔保健の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。